

議案第39号

多可町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

多可町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成31年3月26日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町課設置条例の一部を改正する条例

平成 31 年 月 日

条例第 号

多可町課設置条例（平成 17 年多可町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条総務課の項中第 10 号を第 11 号に改め、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

（10）庁舎の整備及び管理に関すること。

第 2 条財政課の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とする。

第 2 条生涯学習課の項中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）地域共生社会づくりに関すること。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

多可町課設置条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域自治区及び地域協議会に関すること。 (2) 地域局に関すること。 (3) 区長会に関すること。 (4) 情報政策及び電子計算業務に関すること。 (5) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (6) 選挙に関すること。 (7) 統計調査に関すること。 (8) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。 (9) 文書及び法規に関すること。 <p>(10) 他の課の所管に属しないこと。</p> <p>企画秘書課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 町政の総合企画及び調整に関すること。 (2) 秘書に関すること。 (3) 広報、広聴及び地域情報発信に関すること。 (4) CATVに関すること。 (5) 地方創生及び地方分権の推進に関すること。 (6) 地域交通に関すること。 (7) 広域行政（他課に属するものを除く。）に関すること。 <p>財政課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 財政に関すること。 (2) 行財政改革の推進に関すること。 (3) 財産管理に関すること。 <u>(4) 庁舎の整備及び管理に関すること。</u> (5) 入札及び契約に関すること。 <p>定住推進課</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 課の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域自治区及び地域協議会に関すること。 (2) 地域局に関すること。 (3) 区長会に関すること。 (4) 情報政策及び電子計算業務に関すること。 (5) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。 (6) 選挙に関すること。 (7) 統計調査に関すること。 (8) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。 (9) 文書及び法規に関すること。 <u>(10) 庁舎の整備及び管理に関すること。</u> <u>(11) 他の課の所管に属しないこと。</u> <p>企画秘書課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 町政の総合企画及び調整に関すること。 (2) 秘書に関すること。 (3) 広報、広聴及び地域情報発信に関すること。 (4) CATVに関すること。 (5) 地方創生及び地方分権の推進に関すること。 (6) 地域交通に関すること。 (7) 広域行政（他課に属するものを除く。）に関すること。 <p>財政課</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 財政に関すること。 (2) 行財政改革の推進に関すること。 (3) 財産管理に関すること。 <p>(4) 入札及び契約に関すること。</p> <p>定住推進課</p>

現 行	改 正
<p>(1) 移住及び定住に関すること。 (2) 公営住宅管理に関すること。 (3) 住宅建築及び耐震に関すること。 (4) 空き家に関すること。</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1) 生涯学習に関すること。</p> <p>(2) 男女共同参画に関すること。 (3) 高齢者教育等に関すること。 (4) 人権教育に関すること。 (5) 生涯スポーツに関すること。 (6) 文化会館に関すること。</p> <p>税務課</p> <p>(1) 町税賦課徴収に関すること。 (2) 国民健康保険税賦課徴収に関すること。 (3) 後期高齢者医療保険料賦課徴収に関すること。 (4) 介護保険料賦課徴収に関すること。 (5) 滞納処分に関すること。 (6) 収納率向上対策に関すること。</p> <p>住民課</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。 (2) 保険及び医療に関すること。</p> <p>生活安全課</p> <p>(1) 消防・防災に関すること。 (2) 防犯に関すること。 (3) 生活安全に関すること。 (4) 公害及び環境に関すること。 (5) 危機管理に関すること。 (6) 婦人会及び消費者行政に関すること。 (7) 防災行政無線に関すること。</p> <p>健康課</p>	<p>(1) 移住及び定住に関すること。 (2) 公営住宅管理に関すること。 (3) 住宅建築及び耐震に関すること。 (4) 空き家に関すること。</p> <p>生涯学習課</p> <p>(1) 生涯学習に関すること。 (2) <u>地域共生社会づくりに関すること。</u> (3) 男女共同参画に関すること。 (4) 高齢者教育等に関すること。 (5) 人権教育に関すること。 (6) 生涯スポーツに関すること。 (7) 文化会館に関すること。</p> <p>税務課</p> <p>(1) 町税賦課徴収に関すること。 (2) 国民健康保険税賦課徴収に関すること。 (3) 後期高齢者医療保険料賦課徴収に関すること。 (4) 介護保険料賦課徴収に関すること。 (5) 滞納処分に関すること。 (6) 収納率向上対策に関すること。</p> <p>住民課</p> <p>(1) 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。 (2) 保険及び医療に関すること。</p> <p>生活安全課</p> <p>(1) 消防・防災に関すること。 (2) 防犯に関すること。 (3) 生活安全に関すること。 (4) 公害及び環境に関すること。 (5) 危機管理に関すること。 (6) 婦人会及び消費者行政に関すること。 (7) 防災行政無線に関すること。</p> <p>健康課</p>

現 行	改 正
<p>(1) 衛生に関すること。 (2) 健康づくりに関すること。 (3) 母子保健に関すること。 (4) 診療所に関すること。</p> <p>福祉課</p> <p>(1) 社会福祉に関すること。 (2) 児童福祉に関すること。 (3) 高齢者福祉に関すること。 (4) 障がい者福祉に関すること。 (5) 介護保険に関すること。 (6) 地域包括支援センターに関すること。</p> <p>産業振興課</p> <p>(1) 農業振興に関すること。 (2) 林業振興に関すること。 (3) 農業委員会に関すること。</p> <p>商工観光課</p> <p>(1) 商工業の振興及び観光交流の推進に関すること。 (2) 特産品の開発に関すること。 (3) 企業誘致に関すること。 (4) 村づくり事業に関すること。 (5) 杉原紙研究所に関すること。 (6) 地域交流施設の管理運営に関すること。 (7) 国際交流及び市町村交流に関すること。</p> <p>建設課</p> <p>(1) 道路橋梁河川に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 地籍調査に関すること。</p> <p>上下水道課</p> <p>(1) 下水道管理に関すること。 (2) 上水道管理に関すること。</p>	<p>(1) 衛生に関すること。 (2) 健康づくりに関すること。 (3) 母子保健に関すること。 (4) 診療所に関すること。</p> <p>福祉課</p> <p>(1) 社会福祉に関すること。 (2) 児童福祉に関すること。 (3) 高齢者福祉に関すること。 (4) 障がい者福祉に関すること。 (5) 介護保険に関すること。 (6) 地域包括支援センターに関すること。</p> <p>産業振興課</p> <p>(1) 農業振興に関すること。 (2) 林業振興に関すること。 (3) 農業委員会に関すること。</p> <p>商工観光課</p> <p>(1) 商工業の振興及び観光交流の推進に関すること。 (2) 特産品の開発に関すること。 (3) 企業誘致に関すること。 (4) 村づくり事業に関すること。 (5) 杉原紙研究所に関すること。 (6) 地域交流施設の管理運営に関すること。 (7) 国際交流及び市町村交流に関すること。</p> <p>建設課</p> <p>(1) 道路橋梁河川に関すること。 (2) 都市計画に関すること。 (3) 地籍調査に関すること。</p> <p>上下水道課</p> <p>(1) 下水道管理に関すること。 (2) 上水道管理に関すること。</p>